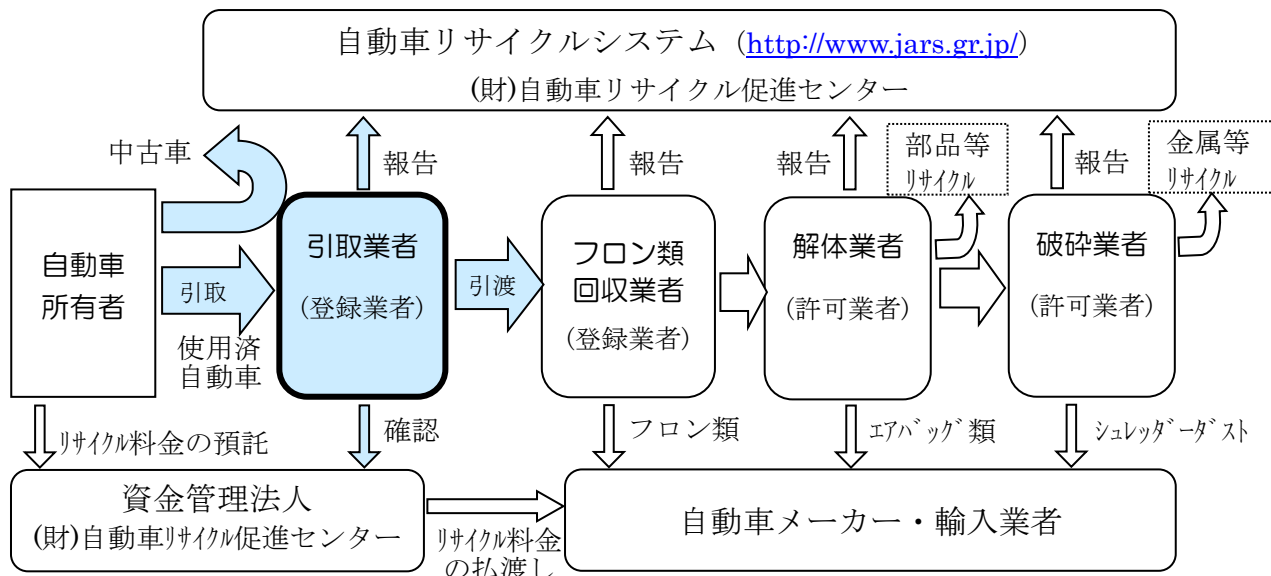


自動車リサイクル法の引取業者の方へ

1 自動車リサイクル法の基本的流れ



2 使用済自動車の引取を行うに際して

(1) 引取業の登録

使用済自動車の引取を行うためには、あらかじめ**知事への登録手続**が必要です。また、登録の有効期間は5年ですので5年ごとに更新手続が必要となります。(法第42条)

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

使用済自動車を引取るには、知事への登録の他に、(財)自動車リサイクル促進センターの**自動車リサイクルシステムへの事業者登録**が必要になります。

(3) 使用済自動車を取り扱う際の引取業者の主な義務

引取

所有者(お客様)から使用済自動車を引取る義務です。所有者の意向を確認し、使用済自動車としての引取か中古車としての引取かを決定します。一旦、使用済自動車として引取ったものは中古車として流通させることは出来ません。

使用済自動車として引取った際には、**使用済自動車引取証明書**をお客様(最終所有者)に必ず交付し、また、その車が解体された後には永久抹消登録と自動車重量税還付の手続が可能になった旨を連絡して下さい。

確認

車体番号、フロン類、エアバッグ類の装着の有無とリサイクル料金の預託の確認が必要です(自動車リサイクルシステムで検索できます)。預託が無いか不足している場合は、最終所有者に預託手続を行って頂いて下さい(引取業者が手続を代行することも可です)。

引渡

フロン類回収業者へ(フロン類の装着がない車体は解体業者へ)引渡します。

報告

インターネットにより自動車リサイクルシステムへ引取・引渡の報告(**移動報告**)をすることが必要です。(法第81条、82条)

3 掲示板の設置

登録事業所には必ず引取業者であることを示す掲示板を設置して下さい(掲示板の大きさは縦横20cm以上で①氏名又は名称②登録番号、を記載してください)。(法第50条)

問合せ先 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
審査担当 (自動車リサイクル) Tel 03-5388-3571

使用済自動車引取証明書の交付について

使用済自動車を引取ったときには、最終所有者に「使用済自動車引取証明書」を交付しなければなりません。交付の方法としては、以下の方法があります。

1 リサイクル券の半券を切りはなし、交付する場合

使用済自動車引取証明書は、リサイクル券に付いています。その部分を切り離し、必要事項を書き入れることで交付することができます。

〈リサイクル券イメージ〉

The image shows a used car recycling certificate (リサイクル券) divided into four sections (A, B, C, D).
Section A: 預託証明書 (リサイクル券) (Pre-entrustment certificate). It includes fields for recycling certificate number, vehicle number, and name, and a table for fees (Schredder-Gast fee, Epa fee, Front fee, Recycling fee, Management fee) and a total pre-entrustment amount.
Section B: 使用済自動車引取証明書 (Used car recycling certificate). It includes fields for recycling certificate number, vehicle number, name, and entrustment amount, and a table for fees and a total amount.
Section C: 資金管理料金受領証 (Funding management fee receipt). It includes fields for recycling certificate number, vehicle number, and name, and a table for fees and a total amount.
Section D: 料金通知書兼発行者控 (Fee notification certificate and issuer's copy). It includes fields for recycling certificate number, vehicle number, and name, and a table for fees and a total amount.
The certificate is issued by the Automobile Recycling Promotion Center (自動車リサイクル促進センター) and is valid until 03/31/2025.

A券(リサイクル券) 引取業者が受取り、実車に添えてフロン回収業者、解体業者に渡すことにより、実車確認をより確実にするためのものです。

B券 「使用済自動車引取証明書」

引取業者が、最終所有者に交付します

C券 新車購入時等、最初に預託をした人のための領収書です。(資金管理料金分のみ)

D券 リサイクル券の発行機関の控えです。

2 別途に様式を作成して交付する場合

(自動車リサイクルシステムによるプリントアウト)

別途の様式で書面交付することも出来ます。その際には、以下の内容がすべて記載されている必要があります。(財)自動車リサイクル促進センターによる自動車リサイクルシステムを利用してプリントアウトしたものであれば結構です。

- (1) 引取業者の登録番号、氏名・会社名、住所、電話番号
- (2) 車体番号(車体番号がない車の場合はセンター発行の識別番号)
- (3) 最終所有者の氏名・名称
- (4) 引取年月日
- (5) リサイクル料金の額(資金管理料金分を除く、情報管理料金を含む)

3 電子メール、又は、Web上での電子データとして交付する場合

使用済自動車引取証明書は、電子メール、又はWeb上でダウンロードできるファイルなど、電子データとして交付することも出来ます。その際には、上記の内容がすべて網羅されていることと、書面に替えて電子データでの交付にすることについてあらかじめ最終所有者の了解を得ておく必要があります。